

第43号議案

芦屋市立小中学校体育館空調設備設置工事請負変更契約の締結について

令和7年6月27日に議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

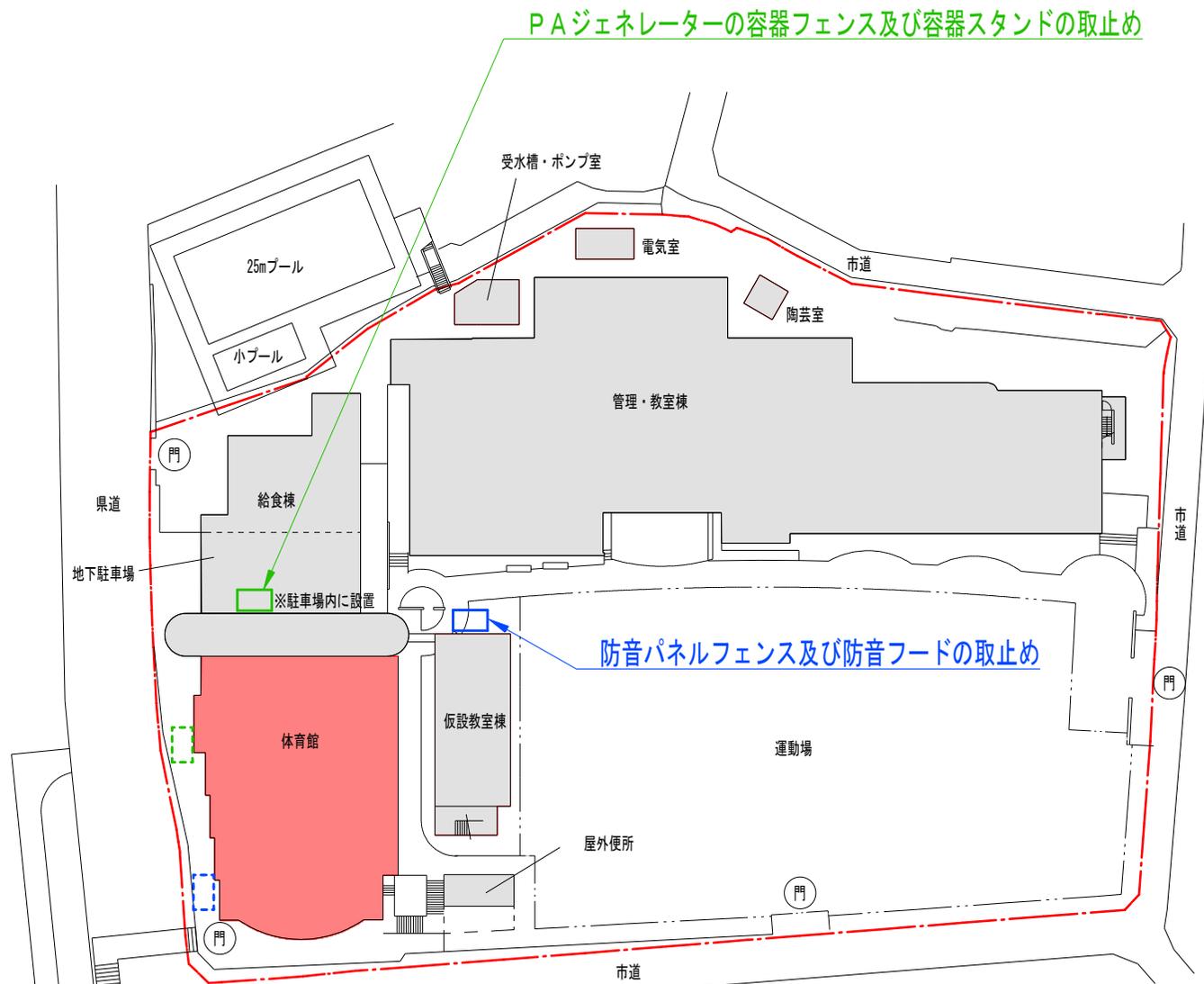
- 1 契約の内容 芦屋市立小中学校体育館空調設備設置工事
- 2 契約金額 変更前 金746,020,000円
変更後 金720,475,800円
- 3 契約の相手方 兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地282
株式会社三田工務店
代表取締役 三田 恭男

変更理由

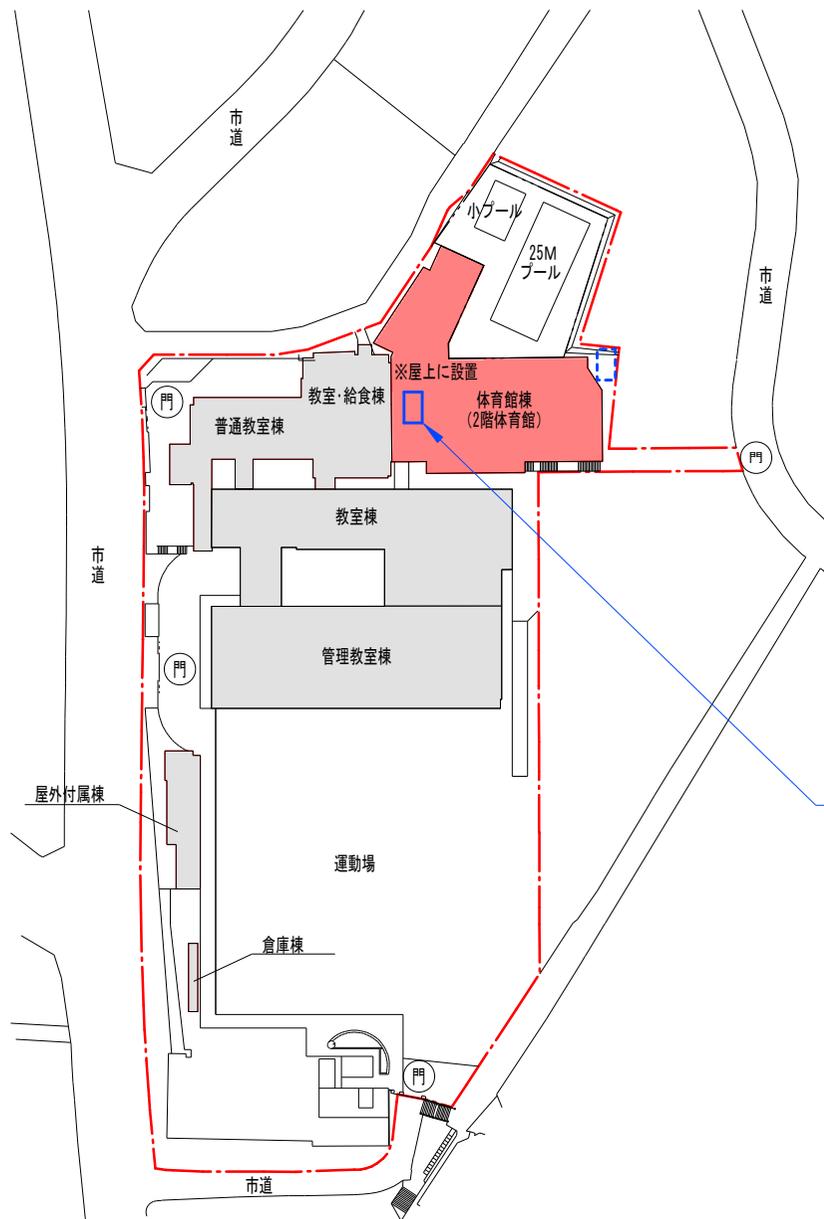
空調室外機及び都市ガス仕様の空調機をプロパンガスでも運転できるようにする装置であるP Aジェネレーターの設置位置の見直し等に伴い、工事費が減少することとなったため、契約金額を変更しようとするもの。

芦屋市立小中学校体育館空調設備設置工事の変更内容について

変更内容		変更理由	増減額
1	<p><山手小学校></p> <p>(1) 空調室外機の設置場所の変更に伴い、不要となった防音パネルフェンス及び防音フードの取止め</p> <p>(2) PAジェネレーターの設置場所の変更に伴い、不要となった容器フェンス及び容器スタンドの取止め</p> <p>【資料1】</p>	<p>(1) 当初、敷地境界に面した擁壁に沿って室外機を設置する計画としていたが、擁壁の長期的な安全確保の観点から、設置場所の再検討を行った結果、敷地境界から離れた場所に設置することとしたため。</p> <p>(2) 上記と同様の理由により、設置場所の再検討を行った結果、地下駐車場内に設置することとしたため。</p>	▲12,008,000 円
2	<p><岩園小学校></p> <p>空調室外機の設置場所の変更に伴い、不要となった防音パネルフェンス及び防音フードの取止め</p> <p>【資料2】</p>	<p>当初、敷地境界に沿って空調室外機を設置する計画としていたが、工事着手後、現地状況の詳細確認を行った結果、当初設置場所では騒音規制基準を遵守することが困難なことが判明し、設置場所の再検討を行った結果、敷地境界から離れた場所に設置することとしたため。</p>	▲6,783,000 円
3	<p><山手小学校を除く全学校></p> <p>PAジェネレーターの容器フェンス及び容器スタンドを容器収納庫に変更</p> <p>【資料3】</p>	<p>消防本部との協議において、LPガスボンベの安全な保管の観点から、容器収納庫に収納する方法が適切との指導を受けたため。</p>	▲15,752,000 円
4	<p>その他工事</p> <p>(上記に伴う配管ルートの変更及び屋上防水工事の追加等)</p>		8,998,800 円
合 計			▲25,544,200 円



- 変更後 空調機室外機設置場所
- 当初 空調機室外機設置場所
- 変更後 PAジェネレーター設置場所
- 当初 PAジェネレーター設置場所

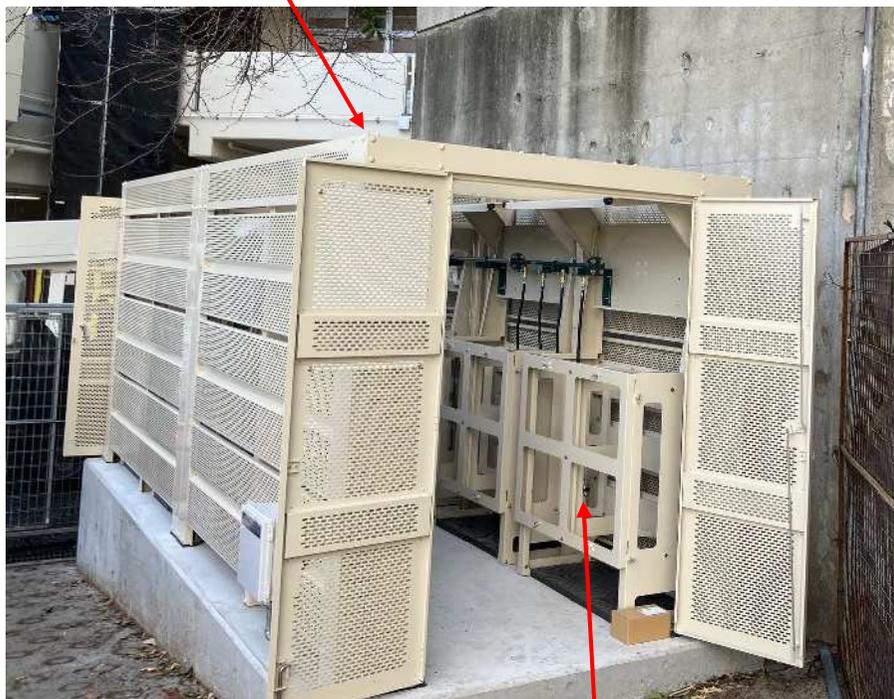


防音パネルフェンス及び防音フードの取止め

- 変更後 空調機室外機設置場所
- 当初 空調機室外機設置場所

当初

容器フェンス



容器スタンド

変更後

資料 3



容器収納庫